

佐世保市市民活動保険のQ&A(よくある質問例)

Q1 市民活動とは何ですか。

A 本来の職務等を離れて無報酬（実費弁償は無報酬とみなします）で行う、計画的な公益性のある活動（広く人々や地域・社会のために行われる活動）をいいます。ただし、政治、宗教及び営利を目的とするものは除きます。

Q2 無報酬及び実費弁償の具体例と目安となる金額はいくらですか。

A 無報酬とは労働の対価を得ていないという解釈で、昼食代、交通費、材料費などの経費は実費弁償です。内訳が明確でない場合は、1日約2,000円前後の実費相当分が対象となり、報酬に含めません。規約等で報酬費を決めている場合は、報酬費が1日2,000円以内であれば対象となります。

Q3 参加者とは誰ですか。

A 市民活動に直接参加し従事した者及び市民活動に団体の構成員として直接参加した者をいいます。原則として観覧、応援のみの方は対象にはなりません。
(例：町内会の清掃活動に従事した町内会員、町内会運動会に選手として参加した人)

Q4 町内会主催の地域行事(祭り、運動会等)の事故は、補償制度の対象となりますか。

A 市民活動中の事故として対象となります。ただし、あくまでも地域行事に直接参加している方が対象となり、来場者・見物人等は町内会員であっても傷害補償の対象とはなりません。

Q5 市民活動のボランティアでお年寄りを車で送迎中、交通事故を起こし本人と同乗していたお年寄りが負傷した場合、補償制度の対象となりますか。

A 市民活動をしていた運転者の負傷は傷害補償の対象となりますが、単にサービスを受けていたお年寄りには、直接活動に参加した者ではないため対象とはなりません。ただし、市民活動保険の対象ではありませんが、自動車保険の対象となります。

Q6 市民活動のため、車で現地に向かう途中に交通事故を起こしてしまった場合、補償制度の対象となりますか。

A 自動車事故の場合の損害賠償責任事故は、対象とはなりません。

Q7 市主催の防災訓練中、見物人がケガをしてしまった場合は、補償制度の対象となりますか。

A 見物人が不注意等によりケガをしてしまった場合、訓練に参加していなかったものとして傷害補償の対象とはなりません。しかし、開催した行政側に設営や管理・監督・指導・誘導上の過失が認められた法律上の賠償責任を負うことになった場合は、賠償補償の対象となります。

Q8 市民団体の市民活動中に負傷した参加者に、市外の住民もいます。このような方が市民活動中に負傷した場合は、補償の対象となりますか。

A 市内に活動の拠点がある市民団体に所属し、広く市民のために活動する方であれば、市外住民の方でも対象になります。

Q9 市民活動保険があれば、これまで団体で加入していた保険は必要ありませんか。

A 本保険は、補償対象者や補償内容、適用範囲等が要綱等であらかじめ定められており、活動内容や対象者の範囲で適用されない活動もあることなどから、各団体で加入されている保険内容と比較検討して判断してください。

Q10 老人クラブ主催の地域清掃の際、参加者がぎっくり腰になり整形外科に通院した場合は、補償制度の対象となりますか。

A 腰痛またはむち打ち症等で医学的他覚所見（医療機関において理学的検査や画像検査等により認められる異常所見）のないものは、対象とはなりません。

Q11 町内会主催のゴミ回収の集合場所に行く途中に負傷した場合は、補償制度の対象となりますか。

A 集合、出発または解散場所と住所との通常の経路上であれば対象となります。ただし、途中で私的な目的等により経路を逸脱した場合等は、対象にならない場合があります。

Q12 町内会の公園清掃作業中、駐車していた車に傷をつけてしまった場合、補償制度の対象となりますか。

A 公益性のある活動中の事故であり賠償補償の対象となります。ただし、1事故につき10,000円未満の小損害には適用されません。

Q13 いったん治癒したと思った傷口がまた悪化し、別の医師の治療を受けました。この場合は、補償制度の対象となりますか。

A 前のケガが原因で再度具合が悪くなった点については、医師の証明が得られるものについては対象となります。ただし、保険金の支払いの対象となる期間は、事故の日から 180 日間で限度であり、前の治療分と合わせて、通院の場合は 90 日、入院の場合は 180 日がそれぞれの限度となります。

Q14 市民活動の開催会場において出された食べ物で食中毒になった場合、補償制度の対象となりますか。

A 食事の材料が悪かったためではなく、調理中あるいは運搬中に、細菌性またはウイルス性の食中毒が原因で、病院等へ通院・入院があった場合は対象となります。ただし、あくまでも活動者に法律上の責任がある場合のみ対象となります。

Q15 災害現場で救援活動中に負傷した場合は、補償制度の対象となりますか。

A 避難所での炊き出し、連絡係などの後方支援的な被災者支援活動は対象となりますが、災害現場での救援活動などは危険度が高いため対象とはなりません。

Q16 安全に市民活動をするにはどうしたらいいですか。

A 事故を未然に防ぐ準備・確認が必要です。下記のことについて注意して綿密な計画を立てるようにしてください。

- 活動者の役割分担は、経験・年齢・体力を考慮しているか。
- 活動当日の天候・気温を考慮した計画を立てているか。
- 活動場所の状況を把握し事故防止策を立てているか。
- 活動スケジュールに十分な余裕（休憩等）があるか。
- 使用する道具・機器等の点検は済んでいるか。

Q17 市民活動中に飲酒をした場合は保険の対象となりますか。

A 飲酒を伴う活動は、事故の可能性が高まるため対象とはなりません。

Q18 市民活動中に負傷し、病気と診断されましたが保険の対象となりますか。

A 市民活動保険は、市民活動中のケガや事故を対象とした保険制度であるため、病気は対象とはなりません。

Q19 町内会でも民間の保険に加入していますが、保険の請求は両方できますか。

A 対象となる活動中の事故やケガであれば、両方の保険請求ができます。

Q20 町内会で親睦旅行に行くのですが、保険の対象となりますか。

A 親睦旅行は対象とはなりません。研修旅行であれば保険の対象となりますので、研修を取り入れた組み立てをしていただければ研修旅行として対象となります。

Q21 活動に参加するため公民館に向かう道中でケガをしました。保険の対象となりますか。

A 行き帰りの経路での事故も対象となります。ただし、私用でどこかに立ち寄る場合には対象とならない場合がありますのでご注意ください。

Q22 団体を立ち上げ、いきいき百歳体操を実施していますが、保険の対象となりますか。

A 百歳体操は、相互で介護予防活動に取り組む活動であるため、直接活動に参加する方は対象となります。万が一事故やケガが発生した場合は、団体の規約、参加者名簿、活動計画書等の提出が必要となります。

※以上の Q&A は一例です。事故の状況によっては、補償の対象とならない場合もあります。
このほかに、ご質問がある場合は、担当課(コミュニティ・協働推進課)までお問い合わせください。
また、事故が起こってしまった場合は、速やかに担当課(コミュニティ・協働推進課)までご連絡ください。

市民活動の具体例

社会教育活動	スポーツ・レクリエーション活動（ソフトボール・バドミントン・卓球・テニス・水泳・バレーボール・サイクリング・キックベースボール・野球・ボーリング・スキー・オリエンテーリング・ハイキング・サッカー・駅伝大会・歩こう会・ラジオ体操・ゲートボール・マラソン大会・キャンプ・たこあげ大会・身障者スポーツ大会・健康体操）、文化活動（料理・コーラス・コンサート・映画上映・絵画・華道・茶道・吟剣詩舞道・民謡おどり・ダンス・短歌・俳句・盆栽・邦楽・謡曲・演劇・歴史学習・各種学習・講座・社会見学・講演会・講習会・研修会・研究会）等の活動及びこれらのための準備活動
社会福祉・社会奉仕活動	社会福祉施設援護活動（建物の修理・植樹等の手入れ・清掃・リハビリテーション訓練の手伝い・行事手伝い・習い事指導・慰問・理容・美容・マッサージ・通園の送迎の介助・託児・カウンセリング・点訳・リーディングサービス・手話）、在宅老人・身障者等のホームヘルプ、ガイドヘルプ、手話通訳、就労・社会復帰のための援護等の活動及びこれらのための準備活動
青少年健全育成活動	子ども会、ボーイ・ガールスカウト、地域の青年会等の指導育成活動、家庭・地域文庫活動、非行防止パトロール等の活動及びこれらのための準備活動
地域社会活動	防犯活動、防火・防災活動、清掃活動（道路・河川・公園・排水溝・その他公共施設の清掃）、資源ゴミの回収、草刈り、リサイクル運動、交通安全運動、不法駐車駐輪追放運動、害虫防除・駆除の環境衛生活動、献血奨励・住民検診手伝いなどの地域保健衛生活動、盆踊、町内会まつり、運動会、回覧、掲示板貼り付け、研修会、募金活動、市民まつり、PTA 活動等の活動及びこれらのための準備活動
市主催事業等への参加、手伝い	市民大清掃、防災訓練、式典、市主催の社会教育講座、講演会、映画会等への参加・手伝い
その他	上記に類する事業又は活動

